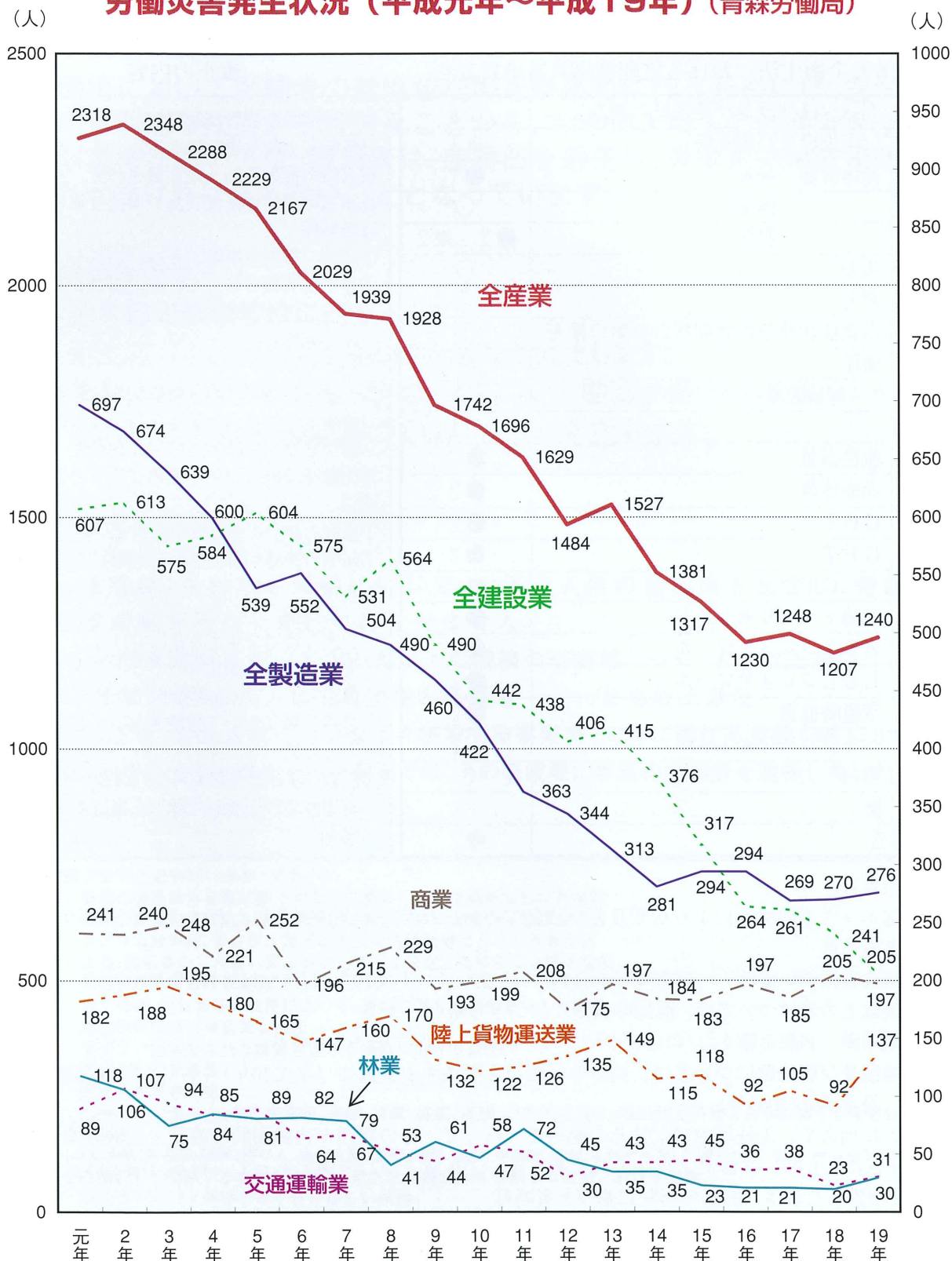


平成19年の労働災害発生状況が確定！

》》》 全産業で死傷者数は前年より33人増加し1,240人 《《《

》》》 全産業で死亡者数は前年より5人増加し18人 《《《

労働災害発生状況（平成元年～平成19年）（青森労働局）



資料出所：労働者死傷病報告（休業4日以上）

定期健康診断等の項目が改正されました！

労働者の健康確保対策の充実強化を図るため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断）の項目が、**平成20年4月1日から改正**されました。

改正後における定期健康診断の項目は、次の「☆労働安全衛生法における定期健康診断項目表☆」のとおりです。

☆労働安全衛生法における定期健康診断項目表☆

改正の内容

診 察 等	問診（既往歴及び業務歴の調査）	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	※ 1
	身体計測（身長）	● 1
	（体重）	○
	（腹囲）	● 2 ※ 2
	視力	○
	聴力	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○
	血圧	○
	胸部エックス線検査	○
	喀痰検査	□ 1
貧血 検査	血色素量	● 2
	赤血球数	● 2
肝機能 検査	G O T	● 2
	G P T	● 2
	γ-G T P	● 2
血中 脂質 検査	血清トリグリセライド	● 2
	H D Lコレステロール	● 2
	L D Lコレステロール	● 2
血糖 検査	空腹時血糖	● 2
	ヘモグロビン A 1 c	□ 2
尿検査	蛋白	○
	糖	○
	心電図検査	● 2

- 健康診断項目の追加・変更
（労働安全衛生規則第43条、第44条）
雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断関係
①腹囲の検査を追加
②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを低比重リポ蛋白(LDL)コレステロールに変更
- 健康診断項目の省略基準の策定と変更
（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）
定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断関係
①腹囲の検査の省略基準を策定
②尿糖の検査の省略基準を削除し、必須化
- その他
①腹囲の簡易な測定方法について
・着衣の上から測定を行うことも可能（実測値から1.5cm差し引いた値を記載）
・健診会場において労働者が自己測定することも可能
②問診（既往歴及び業務歴の調査）等の際に、喫煙歴及び服薬歴の聴取を徹底するように通知

- ：必須項目
- 1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可
- 2：血糖検査については、ヘモグロビン A 1 c で代替も可（平成10年12月15日付け基発第697号）
- 1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
- 2：40歳未満（35歳を除く。）の者については、医師の判断に基づき省略可
- ※ 1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日付け基発第0117001号、保発第0117003号）
- ※ 2：● 2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

～ BMIの算定式 → $BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$ ～

（注）雇入時の健康診断は、● 1 及び ● 2 の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。

産業医について

～その役割を知ってもらうために～

●事業者の皆様へ

職場において労働者の健康管理等を効果的に行うためには、医学に関する専門的な知識が不可欠なことから、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。

産業医を選任することで..

- ・労働者の健康管理に役立ちます。
- ・衛生教育などを通じ職場の健康意識が向上します。
- ・職場における作業環境の管理などについて助言が受けられます。

→ 健康で活力ある職場づくりに大きく役立ちます。

① 産業医の選任

事業者は、事業場の規模に応じて、以下の人数の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければなりません。

(1)労働者数50人以上3,000人以下の規模の事業場 …… 1名以上選任

(2)労働者数3,001人以上の規模の事業場 …… 2名以上選任

また、常時1,000人以上の労働者を使用する事業場と、次に掲げる業務(※)に常時500人以上の労働者を従事させる事業場では、その事業場に専属の産業医を選任しなければなりません。

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

② 産業医の要件

産業医は、医師であって、以下のいずれかの要件を備えた者から選任しなければなりません。

- (1) 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）を修了した者。
- (2) 厚生労働大臣が指定した産業医の養成課程を設置している産業医科大学その他の大学で当該課程を修めて卒業し、厚生労働大臣が定める実習を履修した者。
- (3) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者。
- (4) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授、常勤講師又はこれらの経験者。

③ 産業医の職務

産業医は、以下のような職務を行うこととされています。

- (1) 健康診断、面接指導等の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理等労働者の健康管理に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (3) 労働衛生教育に関すること。
- (4) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。また、産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととなっています。

産業医がみつからないときは・・

- ・ 地域産業保健センターにおいて、産業医の要件を満たす医師の名簿を作成していますので、お近くの地域産業保健センターにお問い合わせ下さい。
- ・ 健康診断を実施している機関に産業医の資格を有した医師がいて、かつ、他の事業場での産業医活動が可能な場合がありますので、相談してみてください。
- ・ 親会社等に産業医がいる場合は、その方を産業医に選任できるか相談してみてください。

- 労働者数50人未満の事業場については、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならないこととされています。
- 上記の要件を満たす医師等については、地域産業保健センターで情報提供しています。お近くの地域産業保健センターにお問い合わせ下さい。

このパンフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。